

2026年度

新価値共同研究プロジェクト
(旧 新産業創出研究会)

公募要領

募集期間：2025年 7月 23日(水)～2025年 10月 8日(水)正午
研究期間：2026年 4月～2027年 2月末
委託研究費：1件当たり 100万円(消費税含む)

2025年7月

公益財団法人 中国地域創造研究センター



競輪の補助事業

この事業は、競輪の補助を受けて実施します。
<https://jka-cycle.jp>

「2026年度 新価値共同研究プロジェクト」公募要領

1. 目的

本新価値共同研究プロジェクト（以下「共同研究P J」という）は、主として中国地域の大学・高等専門学校・公設試験研究機関（以下「大学等」という）において応用や実用化研究段階にある、もしくはそれに移行しつつある研究シーズをもとに、産学が連携してプロジェクトを形成し、国等の研究開発の公的支援制度への応募および事業化に向けての課題解決を図り、共同研究P J以降の研究開発、実用化を効果的に進め、地域の新産業創出へ繋げることを目的とします。

2. 研究期間および委託研究費

- (1) 研究期間 11ヶ月（契約締結後～2027年2月末）
- (2) 委託研究費 100万円（消費税含む）

3. 募集期間および採択予定件数

- (1) 募集期間 2025年7月23日（水）～2025年10月8日（水）正午
- (2) 採択件数 10件程度
- (3) 採否の通知 2025年12月下旬目途にお知らせします。

4. 共同研究P Jの構成

大学等および企業・団体とします。

企業の参加は必須とし、最低1社は中国地域の企業（中国地域に本社、生産拠点、研究所のいずれかがあるもの）とします。必要により公益法人等を含めて構成します。

なお、本共同研究P Jテーマに必要な知的財産権が、他の企業・団体と共有されている場合は、その企業・団体の参加が必須です。

5. 応募手続

(1) 応募者

大学等の研究代表者および共同提案者※

※コーディネータの支援がある場合、共同提案者として応募可能です。

※当センターのコーディネータは共同提案者には該当しませんが、応募等に際し、支援を受けた場合は、研究計画書に氏名を記載願います。ただし、採択には何ら影響はありません。

(2) 応募様式

「2026年度 新価値共同研究プロジェクト 研究計画書」によること。

(3) 提出方法

応募様式にて作成した研究計画書（Word形式）を電子メールにより提出してください。

研究計画書の他に、「ご応募に関するアンケート」も実施しておりますので、アンケート回答も合わせて提出してください。

提出先は、11.「研究計画書の提出先および問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛となります。

【メール：zdkikaku@crirc.jp】

(4) 提出期限

2025年10月8日（水）正午 必着

(研究計画書等を受領致しましたら、次の返信メールを送付しますので、返信メールが届かない場合は、電話にてご確認ください。提出期限日時以降、返信メールは送付しませんので、余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。)

[返信メール]

「ご応募いただきました資料につきましては、確かに受領しましたので、ご連絡します。
ありがとうございます。」

6. 研究テーマの採択

(1) 採択方法

当センターに設置した学識経験者等で構成する研究・事業化推進委員会において審査します。

(2) 評価項目

a～cについて評価します。

a. 研究シーズの新規性・優位性、社会貢献の可能性

- ・研究シーズに独創性（新規性）があり、それによって開発される技術に優位性があるか。
- ・着眼点は良いか。
- ・社会に広く役立ちそうか。

b. 企業ニーズの明確性、企業の主体性・積極性

- ・技術/商品視点で、事業化に向けた現実的なシナリオが描けているか。
- ・事業化または大型補助金獲得までに要する期間は適正か。
- ・1年間の活動において、目標実現に向け、企業の積極的な関与が伺えるか。
- ・大学等との役割分担に、偏りはないか。

c. 研究目標・課題・課題解決シナリオの明確性・妥当性

- ・活動ゴール(適切な活動目標)、課題の特定と解決活動を含む具体的な活動計画が描けているか。
- またその内容は妥当であるか。

7. 採択テーマの契約

(1) 契約の締結

当センターと研究代表者の所属する大学等の間で研究委託契約を締結します。

協力企業との契約は行いませんので、大学等と協力企業間で秘密保持契約や共同研究契約等が必要な場合は、大学等と企業の間で、別途、契約締結をお願いします。

(2) 委託研究費の内容

委託研究費は、研究の遂行に直接必要な経費「直接経費」および当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費「間接経費」とします。間接経費は直接経費の10%（9万円）以内とします。

費目用途については、別表「新価値共同研究プロジェクトの研究費目について」を参照してください。

8. 企業・団体の参加手続きおよび参加費

(1) 参加手続き

採択後、研究会参加企業・団体は参加申込書を提出してください。参加申込書受領後、当センターから参加費を請求します。なお、参加費は当センターの活動費に充てさせていただきます。

(2) 参加費

a. 企業

[参 加 費] 5万円（ただし、当センターの賛助会員企業は無償）
振込費用は企業にてご負担ください。

[会議への旅費] 自己負担

b. 大学等（自組織以外）、技術移転機関（TLO）、公益法人

[参 加 費] 無償

[会議への旅費] 自己負担

9. 定例会議の開催

委託研究期間中、研究代表者および企業・団体は、当センターが主催する定例会議に出席し、研究開発の進捗状況等について協議する。（日程等は、研究代表者と当センターで調整）

- (1) 目的・内容 定例会議は、課題や研究の進捗状況についてメンバー全員で共有し、どのように課題解決していくか、今後の方向性、実用化・事業化に向けた次の進め方等について議論する場となります。
- (2) 回 数 原則3回／年（開始時、中間状況、最終まとめ）
- (3) 開催場所 研究代表者が所属する大学等、または参加企業・団体の会議室等
- (4) そ の 他 産学官連携機関がオブザーバーとして参加することがあります。

10. 留意事項

- (1) 経理検査による委託研究費の精算（金額確定）について

本共同研究PJ終了までに、証憑書類を含む経理報告資料を提出していただき、当センターがその内容を確認することによって、委託研究費の金額確定を行います。研究費の繰り越しはできず、未使用費用や助成対象外費用があった場合は、当該金額を返却していただきます。また、間接経費も直接経費の減額に応じ、返却していただきます。

- (2) 他の公的支援制度と重複する場合について

本共同研究PJと同一内容で大型公的支援制度に応募し採択された場合で、他の研究との重複不可な支援制度の実施に重点を置く場合は、その時点までの、成果報告・経理報告等を提出いただいた上で本共同研究PJを終了します。この場合、すでに発生した費用を精算の後、委託研究費の残金を返却していただきます。

- (3) 本共同研究PJ終了後の取り扱いについて

本共同研究PJ終了後、7年間程度その後の研究・事業化の進捗状況について、調査します。

- (4) 研究テーマおよび研究成果の公表

a. 応募時

研究テーマ採択のためにのみ使用し公表しません。

b. 採択後

採択案件に限り研究テーマ名、研究代表者について、当センターのホームページ・広報誌等で公表します。

また、本共同研究PJ終了時に、公表用の活動報告書を作成していただき、研究テーマ名、研究代表者、研究成果、参加企業・団体名（企業名の非公表の意思表示がある場合を除く）について、当センターのホームページ・広報誌等で公表します。

なお、本共同研究PJ終了後、当センターのPRのため、商品化等の実績などの成果の公表・発表をお願いすることがあります。

1 1 . 研究計画書の提出先および問い合わせ先

〒730-0041 広島市中区小町4-33 中電ビル3号館5階

(公財) 中国地域創造研究センター 産業創造部 R&D 支援グループ

田中 誠 (TEL : 082-241-9914) / 鈴木 剛 (TEL : 082-241-9940)

メール : zdkikaku@crirc.jp ホームページ : <https://crirc.jp/>

新価値共同研究プロジェクトの研究費目について

(公財) 中国地域創造研究センター

費 目	使 途	備 考
1. 直接経費	・本研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の4つの費目で構成	
① 物品費	・研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍※ ⁴ 、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用	・汎用品(パソコン、印刷用紙、トナー等)は計上不可
② 旅 費 ※ ¹	・研究に係る調査、実験活動等のための研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者に係る旅費、招へい者に係る旅費	・定例会議出席のための旅費(企業分、自組織以外)は計上不可 ・海外出張を除く
③ 謝 金 ※ ¹	・プロジェクト構成メンバー以外の専門家に講師を招聘のための謝金・旅費 ・プロジェクト構成メンバー以外の研究協力者への図書カード、Q U Oカード等の謝品 ・学生のアルバイト費用	・謝品は、被験・モニター用途に限り、適切な管理を行い、使用した分のみ計上可能 ・学生のアルバイト費用は、大学等の規程が整備されている場合のみ
④ その他 ※ ²	・上記の他、本研究を実施するための経費 例) 学会参加費※ ⁴ 、研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、H P作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、学内施設・設備の使用料、外注費(ソフトウェア外注製作費、検査業務費等)、ソフトウェアライセンス使用料、特許出願費用(弁理士費用のみ)、研究以外の業務の代行に係る経費、不課税取引等に係る消費税相当額※ ⁵ 等	・大学等から協力企業に発注等する場合は、利益相反・利益供与にならないよう適切性を確認すること ・学内施設・設備の使用料は、大学等の規程が整備されている場合のみ ・ソフトウェアライセンス使用料は、当該年度分のみ
2. 間接経費 ※ ³	・直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費	

※1 … ②旅費と③謝金の合計金額は、直接経費の35%以内

※2 … 直接経費の端数処理時に限り、他の研究や他補助金との合算使用可能

※3 … 間接経費は、直接経費の10%(かつ9万円)以内

※4 … 書籍購入費と学会参加費の合計金額は、10万円以内

※5 … 課税区分判定は、大学等の取扱いに従い、大学等の責任において整理